

相続税・贈与税の節税対策とリスク

はじめに

平成 25 年の税制改正により相続税・贈与税の最高税率が 50%から 55%に引き上げになり、また相続税の基礎控除が現行の [5000 万円+1000 万円×法定相続人の数] から、[3000 万円+600 万円×法定相続人の数] へと引き下げられ、富裕層に対する課税の強化が図られています。(※1) このような高い税率が課せられることを避けるため、富裕層は次々にシンガポールなど相続税がかからない国へ拠点を移しているなどと報じる TV 番組がさらに拍車をかけ、富裕層の日本離れが進んでいるとも言われていますが、現状において海外移住は本当に最良の節税対策となるのでしょうか。そこにリスクは存在しないのでしょうか。それを知るためには、まず現行の制度を正しく理解することが重要となります。

1. 納税義務者の範囲と改正の経緯

単純に国外に財産を持ち出すことで、日本では課税されないと思っている方がいるかもしれませんが、現行の税制では、日本に居住している限り、国内に所在する財産も国外に持ち出した財産もすべてが相続税・贈与税の対象となります。(表 1 参照)

だからといって国外に居を移せば課税されないかという、それだけでは認められず、海外移住をしてから 5 年を超えてからでなければ、海外財産は課税対象から外れないのです。これは、相続人(贈与を受ける者)だけでなく、被相続人(贈与をする者) = 富裕層も海外移住後 5 年を経過していなければならないとされています。

平成 11 年までは、納税義務者の範囲は表 1 よりももっとシンプルなもので、相続人(贈与を受ける者)が国外に居住する「非居住者」であれば、国外財産には課税されませんでした。しかし、この制度を利用した租税回避事例(代表的なものとして「武富士事件」(※2)があります)が頻発するのを防止するため、平成 12 年の税制改正で国外居住期間が 5 年超という縛りが設けられ、またそれまで住所のみで判断していた基準に新たに国籍による判断基準も加えられました。さらに、国籍を離脱して国外に移住するような租税回避事例の発生を防止すべく、平成 25 年の改正で相続人(贈与を受ける者)が日本国籍がなくても、被相続人(贈与をする者)が国内に居住している場合は、国外財産に対しても課税されることになりました。

2. 海外移住の注意点

現行税制では、相続人(贈与を受ける者)と被相続人(贈与をする者)の両者とも国外に居住している場合に、国外財産に相続税・贈与税が課税されないことになっています。さらに現地国でも課税を受けないために、財産の移転先及び居住先を相続税のない国を選択することで、その財産については世界中で課税されません。ただし相続人(贈与を受ける者)が日本国籍である場合は、両者ともに国外居住期間に 5 年の縛りがありますので、節税対策のために国外に財産及び住所を移す場合には、長期的なスパンで慎重に行う必要があります。

また前述のような税制改正の経緯からも判るように、国は租税回避防止のための税制改正を行います。現行の納税義務者の範囲をさらに拡大し、例えば被相続人(贈与をする者)についても国籍基準を設けるなどの可能性もありますので、今後の税制改正の動向を注意深く見守る必要があります。

3. 海外投資について

日本の居住者が、直接海外に投資する場合は、国内投資と同じように所得税・住民税が課されます。(最高税率 50%) そこで租税負担率が 20%超 (※3) の国に海外投資会社を設立し、その会社を通して配当、利子を受けると、低い税率により現地で課税関係が終了できます。ただし、海外の税制は複雑ですから、これらの節税対策は、専門家に相談をして最新の税制により行うことをお勧めいたします。

表 1 相続税・贈与税の納税義務の範囲

相続人 (贈与を受ける者)		国内に居住	国外に居住		
			日本国籍あり		日本国籍なし
被相続人 (贈与をする者)		国内に居住	5年以内	5年超	国内財産 国外財産
			国内に居住	国内財産 国外財産	
国外に 居住	5年以内	国内財産 国外財産	国内財産 国外財産	国内財産 国外財産	国内財産 のみ
	5年超	国内財産 国外財産	国内財産 のみ		

■ 平成12年改正

■ 平成25年改正

- ※1 平成 27 年 1 月 1 日以降に発生する相続・遺贈について適用。
- ※2 消費者金融・武富士の元役員に対する課税処分の当否が争われた訴訟。元役員は創業者の長男で、両親から海外資産を贈与された。国税当局は、贈与税として 1330 億円を課したが、最高裁は元役員の当時の「住所」は香港にあり、日本の相続税法は適用されないと判断した。
- ※3 20%未満であるとタックスヘイブン税制(内国法人が軽課税国に子会社を設け、その子会社が親会社である内国法人に配当せず、所得を留保することにより、その内国法人の所得を意図的に減らす行為を防止する制度)の適用を受け、国内の親会社と合算課税される場合があるため。